

内閣府、財務省、
文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省
告示第二号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一
条第一項の規定に基づき、主務大臣が指定する電子計算機を次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十四日

内閣総理大臣 名

財務大臣 名

文部科学大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第十一条第一項に規定する主務大臣が指定する電子計算機とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される主務大臣の使用に係る電子計算機とする。